

桐蔭法科大学院（桐蔭横浜大学大学院法務研究科）学生募集停止について

この度、桐蔭法科大学院は、2018（平成 30）年度以降の学生募集について停止することを決定いたしました。このような苦渋の選択をせざるを得ない事態となりましたことにつき、在学生および修了生の皆さん、またこれまで支援をしてくださった関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。また、これまでの多大なご支援に対し心より御礼申し上げます。

本学は、2004(平成 16)年 4 月に法科大学院制度発足と同時に、申請第 1 号校として法科大学院を開設いたしました。以降、本学法科大学院は、新たな法曹養成制度の理念に応えるべく、「ハイブリッド法曹」（社会人として培った経験と専門知識に、法律の知識を兼ね備えた法曹）の養成というコンセプトを掲げ、本学が本拠を置く横浜市だけでなく、有職社会人の通学の利便性を考え都心にキャンパスを設置し（東京サテライトキャンパス）、夜間授業を開講するなど、特に社会人への教育に力点を置いて、法曹養成に取り組んで参りました。

近年、法曹養成制度を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に法科大学院への志願者減少が続く中でも、本学法科大学院は、教育内容のさらなる充実を図るため、東京キャンパスを、より社会人にとって使いやすい施設とするために拡張・移転したほか、「弁護士が弁護士を創るロースクール」の理念を掲げ弁護士会が創設した大宮法科大学院との統合を実現するなど、学生本位、教育本位の様々な新機軸を打ち出し、まさに新たな法曹養成制度を具現化してきたと自負しております。おかげさまで、本学法科大学院は、これまでに 65 名の司法試験合格者を輩出して、旧司法試験における伝統校にも比肩し得る実績を残しております。その合格者の特徴として、日本初となる国立大学付属病院の院内弁護士に就任した者（医師資格保有者）、大手監査法人でコンプライアンスを担当する者（公認会計士資格保有者）など、弁護士資格のほかに、医師、公認会計士、弁理士、司法書士などといった別の資格を併せ持つ者、まさに「ハイブリッド法曹」が多いことが挙げられるのであり、本学法科大学院のコンセプトはこれまで着実に実現されてきたわけです。

近年、全国的に法科大学院への志願者減少が続いており、首都圏に設置された中小規模の法科大学院の多くが募集停止を余儀なくされるという状況の中でも、本学法科大学院は、その特徴である「ハイブリッド法曹」の理念に共感する方々の支持を得て、これまで、一定数以上の志願者、入学者を継続的に確保しております。

しかし、法曹養成制度のおかれた現状を直視した場合、未だに将来の見通しの確保ができない状況の中で、本学としても、これ以上、財政的に法科大学院を支えていくことはできず、募集停止もやむなしという、苦渋の決断に至った次第です。

なお、本学法科大学院の今後につきましては、2017(平成 29)年度入学者を含む在学中のすべての学生の教育環境の維持、修了生の司法試験受験支援を最優先に、教育機関としての責務を果たすべく引き続き取り組んでいく所存です。

本学としては、法科大学院において培ったこれまでの教育経験を糧に、今後とも教育の質の向上に取り組んでいく所存であり、今回の決定につきまして、何卒ご理解頂き、引き続きご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

2017（平成 29）年 5 月 26 日

桐蔭横浜大学 学長 佐藤 宣践

桐蔭法科大学院 院長 蒲 俊 郎